

会社で年末調整をすれば、自分で確定申告をしなくてもいいですか？

Q: 会社で年末調整をすれば、自分で確定申告をしなくてもいいですか？

A:

年末調整と確定申告は、どちらも所得税に関する手続きです。年末調整は「所得税の過不足を精算するために会社が行う手続き」です。確定申告は「所得税の税額を確定させるために納税者本人が行う手続き」です。

給与所得者の所得税は、月々の給与や賞与から源泉徴収され(引かれ)、本人に代わって働いている会社が支払っています。源泉徴収された所得税は大まかな金額であって、正しい納税額ではありません。そのため、会社は 1 年間の給与が決まった時に所得税額を計算し、源泉徴収した所得税との差額を調整します。そして、所得税を払いすぎていれば、本人に戻します。払う金額が足りていなかったら追加で支払わなければいけません。このような手続きが年末調整です。

確定申告は、1 年間の所得から支払う所得税の金額を決めるために、納税者本人が行う手続きです。確定申告を行うのは、主に、事業所得のある個人事業主や、不動産所得(ふどうさんしよとく)*¹のある人などです。

以下のどれかに当てはまる場合は、年末調整をしていても確定申告が必要です。

- ・ 2 か所以上から給与の支払いを受けている
- ・ 副業の所得が 20 万円を超える
- ・ 年の途中で転職し、前職の収入を年末調整に反映できていない
- ・ 不動産の売却利益がある

また、確定申告をした方がいいのは以下のどれかに当てはまる場合です。

- ・ 6 か所以上の自治体にふるさと納税(ふるさとのうぜい)*²をしている
- ・ 住宅借入金等特別控除(じゅうたくかりいれきんとうとくべつこうじよ)(住宅ローン控除)*³を初めて受ける
- ・ 医療費控除など、年末調整では対応出来ない控除を受けたい

年末調整や確定申告について、詳しく知りたい時は、住んでいる家の近くにある税務署に聞いてください。

■ 愛知県内の税務署

<https://www.nta.go.jp/about/organization/nagoya/location/aichi.htm>

* 1. 不動産所得

土地や建物などの不動産の貸付け(ローン)等による所得のことです。

* 2. ふるさと納税

応援したい自治体に寄付ができる制度です。

寄付することで、住民税の減額や所得税の払い戻しを受けられます。

* 3. 住宅借入金等特別控除

個人が住宅ローンを利用してマイホームの新築・取得等をした場合で、

いくつかの条件にあてはまるときに適用を受けることができます。